

青森県報

号外第三十五号

平成十九年
三月三十一日
(土曜日)

目 次

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課) …… 一
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (同) …… 二

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第四項を次のように改める。

4 第一項の法人(法第五十三条第四十一項に規定する法人税の申告書を提出する義務がある法人又は当該法人(法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税の申告書を提出する義務がある法人に限る。)(との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)(に限る。以下この項及び次項において「対象法人」という。)(の前項の申告書に第一項の規定により控除されるべき額で法人

税割額の計算上控除することができなかった金額(以下この項及び次項において「利子割額の控除不足額」という。)(及び当該利子割額の控除不足額を当該申告書に記載された県民税均等割に充てたい旨(次項において「均等割充当の申出」という。)(の記載があるときは、当該利子割額の控除不足額を当該対象法人の当該申告書に記載された県民税均等割に充当する。

第五十三条の二に次の一項を加える。

5 政令第九条の九の二に規定するところにより、対象法人の第三項の申告書に利子割額の控除不足額の記載があり、かつ、均等割充当の申出の記載がない場合にあっては当該利子割額の控除不足額を、対象法人に前項の規定による充当をしてもなお充当することができなかった利子割額の控除不足額がある場合にあっては当該充当することができなかつた利子割額の控除不足額を当該対象法人に対し還付し、又は当該対象法人の未納に係る徴収金に充当する。

第五十五条の三及び第五十五条の十五中「又は」を削り、「還付し、」を「充当し、又は同条第五項の規定により還付し」に改める。

第七十二条第四号中「第七十二条の二第九項第四号、第五号」を「第七十二条の二第九項第五号」に改める。

第七十七条第二項中「住宅金融公庫、」を削り、「本項」を「この項」に改め、同条第七項中「本条中」を「この条において」に、「あわせて」を「併せて」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第十一項及び第十二項中「本項」を「この項」に改める。

第九十八条中「八百九十八円」を「千七十四円」に改める。

第二百六条第一項第一号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第二号中「網・わな猟免許又は」を削り、「扶養親族(」の下に「第四号及び」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、扶養親族等に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)(以外の者 五千五百円

第二百九条第二項中「第二百六条第一項第二号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「同項第二号又は第四号」に改める。

附則第四条の五中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に

改める。

附則第八条の二の三第一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第八条の二の六中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

附則第九条の二第一項を削り、同条第二項中「平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた」と及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第十一条第二項中「附則第九条の三第一項に規定する電気自動車等」を「法附則第三十二条第三項に規定する電気を動力源とする自動車」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に、「第三十二条第六項若しくは第七項」を「第三十二条第七項若しくは第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則附則第十二条第一項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同令附則第十二条の二第二項に規定するもの（以下この項において「特定自動車」という。）」を「法附則第三十二条第五項の規定の適用を受ける同項に規定する特定自動車」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車がバス、トラックその他の地方税法施行規則附則第十二条第三項に規定するものである場合にあつては百分の二・七を、当該特定自動車が乗用車その他の同条第四項に規定するものである場合にあつては百分の一・八（当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われた場合には、百分の二）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法附則第三十二条第四項の規定の適用を受ける同項に規定する天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第九十三条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

附則第十二条第一項中「住宅金融公庫」を削る。

附則第十三条第一項及び第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二百六条第一項及び第二百九条第二項の改正規定並びに附則第六項の規定は、同月十六日から施行する。

2 改正後の青森県条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正前の青森県条例第七十二条第四号に掲げる事業に対して課する平成十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた改正前の青森県条例第七十七条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

5 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第二百六条第一項及び第二百九条第二項の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「第十二条第一項の表第二号又は第四十五条第一項の表第二号」を「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」に改める。

第九条第二項第一号中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「若しくは第二号」を削る。

第十二条第二項第一号及び附則第四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭